

土木事務所とみどり管理事務所の統合による新たな事務所の設置及び 南部区画整理事務所の移転について

令和3年3月19日のまちづくり委員会において御報告いたしました「土木事務所の機能強化」について、この度、土木事務所とみどり管理事務所の統合による組織再編の具体的な内容や設置時期、これに伴う公共土木施設の維持管理に係る窓口の変更内容等を取りまとめましたので御報告いたします。

また、統合後の南部みどり管理事務所跡地に、南部区画整理事務所を移転いたしますので、併せて御報告いたします。

1 土木事務所とみどり管理事務所の統合による新たな事務所の設置について

(1) 組織再編の主な内容

土木事務所とみどり管理事務所を統合し、道路、河川、公園・緑地、街路樹など、全ての公共土木施設の維持管理を一元的に担う新たな事務所を設置する。

(2) 新事務所の名称（案）

土木みどり事務所

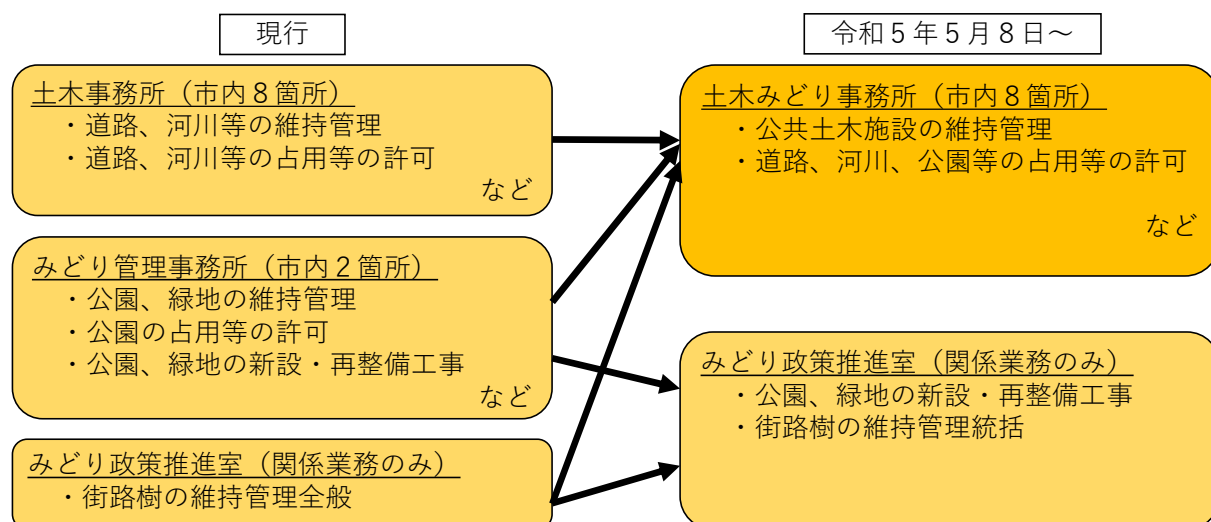
(3) 開設日

令和5年5月8日（月）

(4) 設置場所

現行の各土木事務所

<組織再編の概要>



※ 土木みどり事務所の所管区域は、現行の土木事務所の所管区域と同じ。

※ 公園・緑地の新設・再整備工事については、みどり政策推進室に集約する。

<建設局所管の公園・街路樹の維持管理に係る取扱窓口の変更内容>

行政区	令和5年5月8日(月)～	現行
北区	北部土木みどり事務所 (現北部土木事務所)	公園:北部みどり管理事務所 街路樹:みどり政策推進室
上京区		
左京区 (花脊・久多・広河原地域除く)	左京土木みどり事務所 (現左京土木事務所)	公園:南部みどり管理事務所 街路樹:みどり政策推進室
東山区	東部土木みどり事務所 (現東部土木事務所)	
山科区		
下京区	南部土木みどり事務所 (現南部土木事務所)	公園:北部みどり管理事務所 街路樹:みどり政策推進室
南区		
中京区	西部土木みどり事務所 (現西部土木事務所)	公園:北部みどり管理事務所 街路樹:みどり政策推進室
右京区(京北地域除く)		
右京区(京北地域)	京北・左京山間部土木みどり事務所 (現京北・左京山間部土木事務所)	公園:北部みどり管理事務所 街路樹:みどり政策推進室
左京区(花脊・久多・広河原地域)		
西京区	西京土木みどり事務所 (現西京土木事務所)	公園:南部みどり管理事務所 街路樹:みどり政策推進室
伏見区	伏見土木みどり事務所 (現伏見土木事務所)	

2 統合による効果

(1) 災害対応の「総合力」強化

事務所統合による体制強化により、頻発化・激甚化する自然災害に対して、即応力・対応力はもとより、災害活動体制の持久力を高めることで、災害対応の総合力の向上を図る。

<具体的内容>

- ・ 事務所統合により、1事務所当たりの人員体制が増加することで、災害活動体制の強化に繋がり、即応力・対応力が向上する。
- ・ 災害活動体制が長期化した場合等でも、事務所の人員の増加などにより、災害対応に従事する職員にとってより交代しやすい環境とすることで、活動体制の安定的な継続が可能となり、持久力が向上する。

(2) 市民サービスの向上

市民の皆様の公共土木施設に係る対応窓口を一元化し、ワンストップ化とスピードアップを図る。

<具体的内容>

- ・ 街路樹やカーブミラーなど、同じ道路上の公共土木施設であっても、問合せ先が本庁と事務所に分かれている現状について、取扱窓口を土木みどり事務所に一元化しワンストップ化を図る。
- ・ 「みどり」に関する業務を土木みどり事務所で担うことで、市民の皆様にとって身近な事務所において維持管理することとなるため、御要望等への対応のスピードアップが図れる。

(3) 業務の効率化

公共土木施設の管理の一元化に伴い、業務の執行体制を見直し、予防保全型の維持管理を効率的・効果的に推進する。

<具体的内容>

- ・ これまで管理主体が異なる道路と街路樹について、点検やパトロールを一体的に実施する。
- ・ さらには、道路、河川等と公園施設の点検結果等の管理手法を統一することにより、的確かつ効率的な公共土木施設の維持管理に繋げる。
- ・ 上記に加え、除草や樹木剪定等の委託化を推進し、点検やパトロールに注力することにより、これらにより得た情報を日々の維持管理にもいかす予防保全型の維持管理の一層の推進を図る。

3 南部区画整理事務所の移転及び跡地活用

(1) 南部区画整理事務所の移転

ア 移転先

建物の老朽化が進む南部区画整理事務所について、統合後の南部みどり管理事務所跡地に移転させる。

イ 移転時期

土木みどり事務所の設置に合わせて、令和5年5月8日（月）から移転先で業務を開始する。

<事務所の所在地>

【現行】～令和5年5月2日（火）	【移転後】令和5年5月8日（月）～
伏見区下鳥羽但馬町1 3 4 番地	伏見区深草五反田町1 1 2 番地 (現南部みどり管理事務所)

(2) 跡地活用

土木みどり事務所の設置及び上記移転による北部みどり管理事務所及び現南部区画整理事務所の跡地については、資産の売却も含め、令和5年度以降の活用を検討する。

4 市民周知

土木みどり事務所の設置及び南部区画整理事務所の移転について、広報発表を行うとともに、あらゆる媒体を用いて、市民の皆様、事業者の皆様に分かりやすく広報、周知を行っていく。

<具体的な周知方法等>

- ・ 来庁者の皆様への窓口での周知チラシの配布
- ・ 市民しんぶんへの掲載
- ・ 広報発表、ホームページでのお知らせ など